

# 「津波災害警戒区域」の 指定に向けた説明会を開催します

## 「津波災害警戒区域」とは

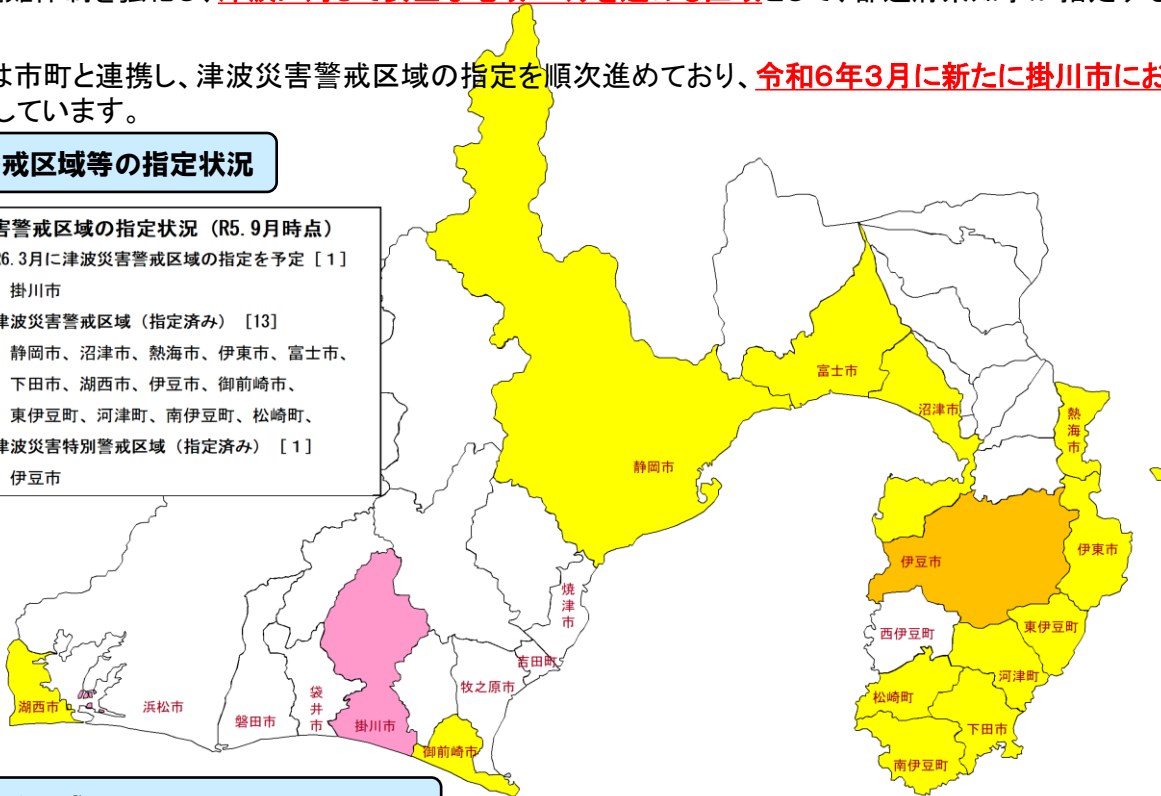
最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」ため、住民等が津波から「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制を強化し、**津波に対して安全な地域づくりを進める区域**として、都道府県知事が指定する区域のことです。

静岡県では市町と連携し、津波災害警戒区域の指定を順次進めており、**令和6年3月に新たに掛川市において指定**を予定しています。

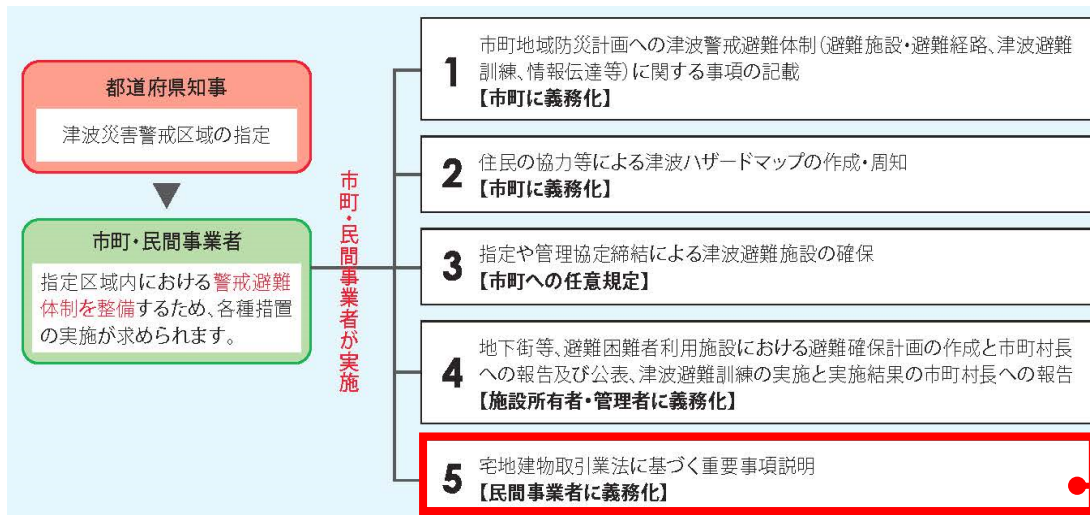
## 津波災害警戒区域等の指定状況

津波災害警戒区域の指定状況 (R5. 9月時点)

- : R6. 3月に津波災害警戒区域の指定を予定 [ 1 ]  
掛川市
- : 津波災害警戒区域 (指定済み) [ 13 ]  
静岡市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、  
下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、  
東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、
- : 津波災害特別警戒区域 (指定済み) [ 1 ]  
伊豆市



## 津波災害警戒区域の指定に伴い実施する措置



区域指定に伴い、宅地建物取引業法に基づき、取引対象となる物件が警戒区域内にあるときは、その旨を相手方等に重要事項として説明することが必要になります。

## 説明会の開催日程

(※) 各回とも1時間程度を予定  
どの会場にも参加可能です。事前申込は不要のため、直接会場へお越しください。

市町	開催日時	会場
掛川市	10月26日 (木) 19:00~	大須賀市民交流センター 会議室 (掛川市西大淵100番地)
	10月27日 (金) 19:00~	大東市民交流センター 会議室 (掛川市三俣620番地)